

2025 年 6 月 27 日
旭化成ホームズ株式会社

経済産業省・環境省からの勧告について

旭化成ホームズ株式会社(本社：東京都千代田区・代表取締役社長 大和久 裕二)は、2025 年 6 月 27 日付で経済産業省および環境省より特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく勧告を受けました。

お客様、取引先様をはじめとする皆様には、本件に関し、ご迷惑とご心配をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

1. 本勧告の内容

本勧告は、お客様から弊社アフターサービス部門にご依頼いただいたエアコン交換工事において、取り外した既設エアコンの一部が指定引取場所に持ち込まれておらず、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）第 10 条に定める引渡義務違反に該当すると判断されたものです。

2. 本勧告に関する弊社の対応

弊社は、本勧告を厳粛に受け止め、今後において特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に抵触することがないように、社内マニュアルの改訂等の必要な措置を講じ、再発防止とコンプライアンスの強化に努めてまいります。

以上